

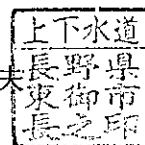


8 上下第41号

令和8年7月8日

東御市上下水道事業運営審議会会長 様

東御市長 花岡 利夫



下水道使用料の改定について（諮問）

標記の件について、東御市上下水道事業運営審議会条例（平成16年条例第127号）の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

下水道使用料の改定について

2 諮問理由

下水道事業を取り巻く環境は、施設の老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少、物価上昇に伴う維持管理費の高騰など、一層厳しさを増しております。

こうした中、将来にわたり安定的かつ持続的に下水道サービスを提供していくためには、適正な使用料収入を確保することが不可欠なため、下水道使用料の改定について、貴審議会の意見を求めます。

3 諮問内容

別紙のとおり

1 使用料改定率

使用料改定率は、約10%とする。

使用料改定率の算出については、公益社団法人日本下水道協会から出版されている『下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版』を参考に以下のとおり算出したものである。

●使用料算定期間

令和9年度～令和13年度（5箇年）

●収支の見積

(単位：千円)

収入科目	見積額	支出科目	見積額
使用料収入	2,036,788	減価償却費	a 4,130,526
一般会計繰入金	2,518,767	企業債利息	b 273,472
長期前受金戻入	1,922,376	管理費	c 1,684,517
収入計	6,477,931	支出計	6,088,515

●使用料対象経費の内訳

(単位：千円)

	経 費 A	控除額 B	使用料対象経費 A - B
資 本 費	a + b 4,403,998	4,403,998	0
維持管理費	c 1,684,517	37,145	1,647,372
資産維持費	614,955	(雨水分) 15,374	599,581
計	6,703,470	4,456,517	2,246,953

●使用料改定率(目安)

$$\begin{aligned}
 \text{使用料改定率(目安)} &= \text{使用料対象経費} \div \text{使用料収入} \\
 &= 2,246,953 \text{千円} \div 2,036,788 \text{千円} = 1.10318\cdots \\
 &\Rightarrow \text{約}10.3\%
 \end{aligned}$$

2 使用料体系

一般用については、現行どおり 1 月につき 10m^3 までの基本水量を含んだ基本料金（基本水量制）と、汚水の量に応じた 4 段階の超過料金（累進使用料制）によるものとする。

公衆浴場については、現行どおり汚水の量 1m^3 につき料金を設けるものとする。

一時使用については、廃止とする。

3 料金表

東御市公共下水道条例（平成16年条例第153号）別表の表記にしたがい、使用料改定後の料金表を表 1 に示す。

表 1 使用料改定後の料金表

(1月につき)

用途 \ 料金	基本料金		超過料金	
	汚水の量	金額	汚水の量	金額(1m^3 につき)
一般用	(5m^3 まで)	(902円)	(5m^3 を超え 10m^3 まで)	(188.10円)
	10m^3 まで	1,804円	10m^3 を超え 30m^3 まで	188.10円
			30m^3 を超え 50m^3 まで	200.20円
			50m^3 を超え 100m^3 まで	212.30円
			100m^3 を超える分	229.90円
公衆浴場	1m^3 につき	42.90円		

4 改定時期

令和 9 年 4 月 1 日（令和 9 年 4 月請求分から適用）

5 参考資料

(1) 現行の料金表

現行の料金表である東御市公共下水道条例（平成16年条例第153号）別表を表2に示す。

表2 現行の料金表（東御市公共下水道条例 別表）

(1月につき)

料金 用途	基本料金		超過料金	
	汚水の量	金額	汚水の量	金額(1m ³ につき)
一般用	(5m ³ まで)	(825円)	(5m ³ を超え10m ³ まで)	(170.50円)
	10m ³ まで	1,650円	10m ³ を超え30m ³ まで	170.50円
			30m ³ を超え50m ³ まで	181.50円
			50m ³ を超え100m ³ まで	192.50円
			100m ³ を超える分	209円
公衆浴場	1m ³ につき 38.50円			
一時使用	1m ³ につき 165円			

(2) 料金早見表

汚水の量に対する現行使用料金及び改定使用料金並びに増加額を表 3 に示す。

表 3 現行・改定料金早見表

(1月あたり・税込)

汚水の量	現行使用料金	改定使用料金	増加額
0 m ³	1,650 円	1,804 円	154 円
10 m ³	1,650 円	1,804 円	154 円
11 m ³	1,820 円	1,992 円	172 円
12 m ³	1,991 円	2,180 円	189 円
13 m ³	2,161 円	2,368 円	207 円
14 m ³	2,332 円	2,556 円	224 円
15 m ³	2,502 円	2,744 円	242 円
16 m ³	2,673 円	2,932 円	259 円
17 m ³	2,843 円	3,120 円	277 円
18 m ³	3,014 円	3,308 円	294 円
19 m ³	3,184 円	3,496 円	312 円
20 m ³	3,355 円	3,685 円	330 円
21 m ³	3,525 円	3,873 円	348 円
22 m ³	3,696 円	4,061 円	365 円
23 m ³	3,866 円	4,249 円	383 円
24 m ³	4,037 円	4,437 円	400 円
25 m ³	4,207 円	4,625 円	418 円
26 m ³	4,378 円	4,813 円	435 円
27 m ³	4,548 円	5,001 円	453 円
28 m ³	4,719 円	5,189 円	470 円
29 m ³	4,889 円	5,377 円	488 円
30 m ³	5,060 円	5,566 円	506 円
40 m ³	6,875 円	7,568 円	693 円
50 m ³	8,690 円	9,570 円	880 円
60 m ³	10,615 円	11,693 円	1,078 円
70 m ³	12,540 円	13,816 円	1,276 円
80 m ³	14,465 円	15,939 円	1,474 円
90 m ³	16,390 円	18,062 円	1,672 円
100 m ³	18,315 円	20,185 円	1,870 円